

自由貿易体制と地域主義*

羽鳥敬彦

はじめに

現状においては、地域主義の蔓延によって、自由貿易体制は確実に掘り崩されつつあるように思われる。WTOによると、現在世界の地域主義的な貿易協定は619にのぼり、うち効力の発生しているものは413であるということである¹⁾。WTOに通報していないものも存在している可能性もあるので（例えば、WTO非加盟国間のもの）、実際はその数字を上回っているものと考えられる。他方、2001年同時多発テロ直後の緊張感のなかで開始が宣言された、WTO最初の多角的貿易交渉、「ドーハ開発アジェンダ」は今日までさしたる成果をあげないままである²⁾。多角主義の低迷と地域主義の急速な進展、これが現在の国際的な貿易体制の著しい特徴といえることができる。

では、このような地域主義の展開は、自由貿易体制にとってどのような意味を持つものであろうか。以下、本稿では、第二次世界大戦後の自由貿易体制であるIMF・GATT体制を回顧することによって、自由貿易体制の基本的な制度的要素を考察する。ついで、この体制の原型ともいべき19世紀のそれにおいて、それらの要素がどのように実現されていたかを検討し、さらに排他的な地域主義が世界経済を解体にまで追い込んだ1930年代の保護主義を振り返る。こ

* 本稿は平成27年度関西大学教育研究高度化促進費において課題「関西圏の交通社会資本（空港・港湾）と地域経発展」として促進費を受けた研究の成果の一部である。

1) 2015年12月1日現在。wto.org/english/tratop e / region e .htm, 2016年1月27日アクセス。

2) 2013年12月にインドネシア・バリにて開催されたWTO閣僚会議において「バリ・パッケージ」が合意された。その内容は、貿易円滑化、農業、開発に関するもので、とくに、通関手続きの迅速化、貿易規制の透明性向上等の貿易円滑化についての合意は、WTO設立以来最初の国際協定となるはずのものであった。これが、「ドーハ開発アジェンダ」最初の具体的成果であるところに多角主義の停滞が現れている、といっている。外務省「世界貿易機関（WTO）におけるバリ・パッケージの合意について」(mofa.go.jp/mofaj/press/page4_000312.html 2014年6月17日) 参照。しかも、この合意の国際協定化ですら難航して、同年7月に予定された合意はインドの反対で失敗し、11月になってようやく合意がなされたような状況だった(11月27日、WTO協定改正議定書[貿易円滑化協定])。現在は、各国の批准手続き中である。日本は、2015年5月国会承認、6月に受託書を寄託した(外務省ホームページmofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22001865.html, 2016年1月27日)。

れらから得られた知見をもって、今日の地域主義と自由貿易体制との関わりを分析することにより、一応の見通しを立てることとしたい。

1. IMF・GATT体制

(1) ブレトン・ウッズ体制

周知のように、1944年7月にアメリカ合衆国ニュー・ハンプシャー州ブレトン・ウッズにおいて開催された「連合国通貨金融会議」(ブレトン・ウッズ会議³⁾)において、IMF(国際通貨基金)、世界銀行(国際復興開発銀行)の設立を定めた「ブレトン・ウッズ協定」が署名された。その際、会議は自由貿易のための国際的な協定の必要性を強調していた。例えば、その最終議定書(Final Act)には次のような記述がみられる。

「連合国通貨金融会議は次のように勧告する。

参加国政府は、この会議の議題である具体的な通貨金融諸方策を実行することに加えて、基金の目的と経済政策のいっそう広範な主要目的の達成のために必要な諸条件を国際経済関係の分野において創出する見地から、以下の点に関して可能な限り速やかに最善の方途・手段についての協定の合意に達するよう努力すること。

(1) 貿易障害を軽減し、別の方法により互恵的な国際通商関係を促進すること……⁴⁾」

このように、統一的な国際通貨体制の再建を目指したこの会議においては、自由貿易体制の再建が密接不可分のものと考えられていたわけである⁵⁾。では、第二次世界大戦後の自由貿易体制にとって、IMFはどのような機能を果たしていたのであろうか。

3) この会議の参加国数につき、44カ国とする文献と45カ国とするものがあるが、1944年5月25日、アメリカ国務省は44カ国に会議への招待状を発送した(この時点で参加予定国は、合衆国を含めて45カ国)。しかし、デンマークは亡命政府をもたなかったため、代表は個人の資格で参加した。なお、そのほかにILO、連合国救済復興機関(the United Nations Relief and Rehabilitation Administration)、国際連盟経済部、連合国食糧農業暫定委員会(the United Nations Interim Commission on Food and Agriculture)の代表団も参加している(J. K. Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-65*, Vol. 1, 1969, pp. 79, 91.)。

4) U. S. Department of States, *Proceedings and Documents of United Nations Monetary and Financial Conference*, Vol. 1, p. 941. なお、大蔵省『調査月報』第35巻特別第2号、1946年10月、27頁、に翻訳がある。

5) 「ブレトン・ウッズ体制」という時、日本では旧IMF体制に限定する傾向があるが、欧米ではしばしば「IMF・GATT体制」そのものを指すことがある。この点に関して、J. M. ケインズ(J. M. Keynes)晩年の弟子で、「シンガー・プレビッシュ命題」で名高いH. W. シンガー(H. W. Singer)教授は、1996年イギリス留学中の私が同氏の指導を受けていた際、「ブレトン・ウッズ会議」の参加者たちは国際的な通商協定が近い将来締結される予定であることを知っていた、それゆえ、「ブレトン・ウッズ体制」はGATTまで含むのだと説明して下さったことがあった。

（２）自由貿易体制にとってのIMF

ブレトン・ウッズ協定に基づき、1946年設立されたIMFは翌47年に業務を開始した。IMF協定第1条には、この国際機関の以下のような目的が列挙されている。

「(i) 国際通貨問題に関する協議及び協力のための機関となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進すること。

(ii) 国際貿易の拡大及び均衡のとれた増大を助長し……全加盟国の高水準の雇用及び実質所得の促進及び維持並びに生産的資源の開発に寄与すること。

(iii) 為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある取極を維持し、及び競争的為替減価を防止すること。

(iv) 加盟国間の經常取引に関する多角的支払制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外国為替制限の除去とを援助すること。

(v) 適当な保障の下に基金の資金を加盟国に利用させ……国際収支の失調を是正する機会を供することにより加盟国に安心感を与えること。

(vi) 前諸号に従って、加盟国の国際収支の不均衡の持続期間を短縮し、且つ、その程度を軽減すること。⁶⁾」

この目的に関して、その後の協定改正で若干の変更⁷⁾はなされたものの、基本的な部分は今日まで一貫しているといっていであらう。これらを私なりにまとめると、(ii) 国際貿易の拡大等のために、(i) 国際通貨協力を行う、その内容は (iii) 為替の安定、競争的為替減価の防止、(iv) 經常取引に関する多角的支払制度樹立、外国為替制限の除去等であり、そのために (v) 基金の資金を加盟国に利用させて、(vi) 加盟国の国際収支の不均衡の持続期間の短縮とその程度を軽減する、ということになろう。

そして、加盟国の主たる義務として、第4条において固定相場制に基づく平価の設定、第8条において經常的国際取引に関する為替の自由化等が求められていた。こうしてみると、固定相場制⁸⁾に基づく為替の自由化こそが、第二次世界大戦後の自由貿易体制におけるIMFの最大の役割だったといえることができる。なお、協定第14条において、「戦後の過渡期」において為替制限の存在も一応認められていたが、この条文を適用した「十四条国」を減らして、為替の自由化義務を受諾した「八条国」の数を増やすことが、発足当初のIMFの重要な使命の1つ

6) 条文はすべて外務省の公式訳によっている（以下同じ）。

7) 1969年発効の第一次改正で(v)の「基金の資金を加盟国に利用」の部分が「基金の資金を一時的に加盟国に利用」(アンダーライン引用者)となり、78年発効の第二次改正で「前諸号に従って、」の部分が「(i)から(v)までの規定に従い、」となった。また、第一次改正で本条の末文も変更されたが、ここでは取り上げない。

8) 当初のIMFの固定相場制はアメリカ・ドル（ないしは金）に対して設定する平価の上下1%以内に直物為替相場を維持する義務を加盟国は課せられた。また一定の条件の下で平価の変更が可能だったので、「調整可能釘付け (adjustable peg) 相場」といわれた。

となったわけである。

貿易代金の国際的支払いが保証されるという意味において、為替の自由化は自由貿易体制にとって不可欠のものであり、その重要な任務をIMFは担うことになったわけである。しかしながら、IMFは貿易の自由化それ自体を推進するものではない。そうであればこそ、先にみたように、ブレトン・ウッズ会議の最終議定書において、別に「貿易障害を軽減し、別の方法により互恵的な国際通商関係を促進する」、すなわち貿易自由化を推進する措置が求められたのであった。そして、結果的にその役割を果たしたのが、GATT(貿易及び関税に関する一般協定)だった。

(3) GATT

周知のように、本来GATTはITO(国際貿易機関)憲章(ハヴァナ憲章)発効までの暫定協定であった。ところが、1948年に調印された同憲章が、多くの国で批准されず発効しなかったために、47年スイス・ジュネーブにて、いわばITO憲章草案の一部を先取りするかたちで行われた関税引き下げ交渉(23カ国参加)の結果をとりまとめたGATTがその後も存続することになったわけである⁹⁾。

本来恒久的なものとは考えられていなかった暫定協定としてのGATTが、さまざまな不備を抱え込んでいたのは、むしろ当然のことだった¹⁰⁾。それにもかかわらず、GATTはよく第二次世界大戦後の自由貿易体制の推進役として、大きな意義をもったことは贅言を要しない。ここで検討しようと思うのは、貿易自由化に向けて行ったGATTのさまざまな具体的施策と問題点の詳細ではなく、貿易自由化における基本的な原則についてである。

GATTの協定前文では、次のようにうたっている。

「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度かつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を発展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであり、このために「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結する」としている。すなわち、その内容とは、「関税その他の貿易障害」の実質的軽減、「国際通商における差別待遇」の廃止、「相互的かつ互恵的な取極」の締結を行うことであり、これらがGATTの役割というわけである。では、GATTの原則とはどのようなもの

9) 現在でも、ITO憲章との関係を示す条文がGATTのなかに残っている。例えば、第29条「この協定とハヴァナ憲章との関係」をみると、次のような規定がある。第2項「この協定の第2部は、ハヴァナ憲章が効力を生ずる日に停止する。」GATT協定第2部とは、現在の全38条のうち第3条から第23条である。

10) 例えば、組織としてのGATTは正式な国際機関ではなかったし、協定自体は各国の批准によって成立する国際協定でもなかった。これらについては、津久井茂充『ガットの全貌』日本関税協会、1993年、710-714、807-812頁、をみよ。

であるか。

GATTの原則についてはさまざまな説明がありうる¹¹⁾が、ここでは私なりの要約として、a) 無差別主義、b) 多角主義、c) 貿易自由化、の3つに分けて整理することにしたい。

a) 無差別主義

いうまでもなく通商上GATT加盟国（正式には締約国）はお互いに皆平等に扱うというものである。これは、加盟国間で双務的な無条件最恵国待遇¹²⁾のネットワークを形成することによって実現される。GATTの協定第1条は一般的最恵国待遇を規定しており、一定の例外あるものの、加盟国はお互いに最恵国待遇を与えあうことになっている。GATT以前、最恵国待遇条項は二国間通商条約において規定されるのが通常であり、「多国間条約で最恵国条項が一般的に取り入れられたのはガットが最初¹³⁾」だった。もし、nカ国の国がGATTと同じような最恵国待遇のネットワークを二国間通商条約条約によって生み出すためには、 $n(n-1)/2$ 個の条約が必要である。ただ、GATTの最恵国待遇は、「通商航海条約が一般に規定する入国、居住、営業には及ばないが、第5条で船舶その他の輸送手段に関しても最恵国待遇を許与しなければならないとしているので、ガットの最恵国待遇の対象は輸出入品及び輸送手段であって、人にはその適用がない¹⁴⁾」という限界はあるとしても、これを1つの国際協定で実現しているところに、GATTの重要な意義があるといっていいいわけである。

b) 多角主義

加盟国にしる貿易自由化交渉にしる「多数国参加」を意味する多角主義も、GATTの不可欠の原則である。およそ自由貿易主義は一国のみで実現できるものではない。自国のみならず貿

11) 例えば、津久井茂充氏は、「平等な扱いを目的とするガット」として、最恵国待遇原則と内国民待遇原則をあげ、「貿易の拡大を目指すガット」として、数量制限の全廃、関税に関するガットの規則、多角的関税交渉をあげている（そのほかに、「公正貿易を促進するガット」として、セーフガード、相殺関税、ダンピング防止税などをあげているが、ここでは扱わない）。津久井、前掲書、19頁以下参照。経済産業省の『不公正貿易報告書』では、①最恵国待遇原則、②内国民待遇原則、③数量制限の一般的廃止の原則、④合法的な産業保護手段としての関税に係る原則、をあげている（例えば、2015年版、209-210頁）。

12) 無条件最恵国待遇とは、最恵国待遇の適用が無条件であるのに対して、有条件（あるいは条件付き）最恵国待遇とは、特定の条件を満たした国に対してのみ適用されるものである。有条件最恵国待遇の実例として1894年の日本の第一次条約改正をあげることができる。この改正によって、不平等な領事裁判権（治外法権）が廃止されたことは周知のことであるが、これは同時に外国人の居留地を中心とした居住・旅行制限を廃止し、日本国内を開放したものであった。改正交渉に当たって、日本側は、幕末以来の不平等通商条約の片務的な最恵国待遇条項を条件付きと解釈し、日本の法令に従う（＝領事裁判権の廃止）という条件を満たした国に対してのみ国内開放の最恵国待遇を認めたのであった。この点に関しては注25、28も参照のこと。

13) 津久井、前掲書、19頁。

14) 内田宏・堀太郎『ガット（三版）』日本関税協会、1961年、247頁。

易相手国も自由貿易主義を採用しなくては、実現不可能である。したがって、自由貿易主義はできるだけ多くの国の参加を求める。こうして自由貿易主義は世界的拡大を指向し、それを1つの通商体制に編成するのである。それが自由貿易体制である。この点は一国のみで一応実現可能な保護貿易主義とは、基本的に異なっている。このように「多角主義」は自由貿易主義の必然の主張であり、それゆえGATTの基本原則ともなっているわけである。

c) 貿易自由化

上の a)・b) は、自由貿易体制の基本原則であり、貿易自由化の成果がそれらによって加盟国に均霑されるものである。そして、当然、貿易自由化の推進のための原則も備えなくてはならない。GATTにおいて特徴的なものは、以下のように貿易障壁を関税に限定し、それを引き下げることによってそれを実現しようとしていることである。

①内国民待遇

輸入された外国産品と国内産品とを同等に扱う内国民待遇は、内外無差別ともいう。このことによって、主な貿易障壁が国境措置に限定される点が重要であると考えられる。

②数量制限の一般的廃止

その国境措置としての貿易障壁を関税のみに制限しようとするのが、この原則である。ただし、さまざまな例外があって、この原則の貫徹を阻んできたことは周知のことであろうが、ここでは基本的な考えをさらに追求することにしたい。

③関税引き下げ交渉

もし、数量制限の一般的廃止の原則が実現されたなら、主要な貿易障壁は関税措置のみになり、これを引き下げていくことによって、自由貿易体制は前進・深化することになる。関税の引き下げは、主にGATT主催の交渉によって行われる。その際交渉の原則として採用されたのが、相互・互恵主義であった。すなわち、お互いに同程度の関税引き下げを実施し、そうした交渉を積み重ねることにより漸進的に貿易自由化を推進しようというわけである¹⁵⁾。そして、引き下げられた関税は、無差別主義原則によって、すべての加盟国に適用されることになるのである。

以上のような、GATTの諸原則の下、第二次世界大戦後の自由貿易体制は展開していくことになったわけであるが、GATTにはさまざまな原則の例外¹⁶⁾ があって、自由貿易にとって不透明な部分を生み出していた。とりわけ、一次産品の輸出補助金や一定の条件での農水産物の

15) GATTでは、「ラウンド」と呼ばれる多角的関税交渉のほか、新規加盟希望国に対する加入関税交渉などが行われた。

16) 津久井, 前掲書, 19-30頁。

輸入制限の容認などは、長く問題となったのであった。

（４）自由貿易体制としてのIMF・GATT体制

このようにさまざまな問題点を抱えつつも、IMF・GATT体制は、第二次世界大戦後の自由貿易体制を担ってきた。ここでその自由貿易体制の基本的な要素を析出してみると、次の４つということになるであろう。①無差別主義、②多角主義、③貿易自由化、④為替の自由化、である。そして、主に①、②、③を担当したのがGATTであり、④を担当したのがIMFであった（「経常取引に関する多角的支払制度の樹立」というように、為替自由化に関する多角主義をもIMFは目指している）。

もともとIMF・GATT体制は、19世紀自由貿易体制を否定した1930年代の保護主義の反省のうえに生み出されたものであり、一面かつての自由貿易体制を再建しようとしたものであった。そこで、自由貿易体制の古典的存在ともいべきこの体制を次にみることにしよう。

2. 19世紀自由貿易体制

第二次世界大戦後の自由貿易体制が、別名、IMF・GATT体制と呼ばれるように、多国間協定に基づくIMFとGATTという国際機関を通じて形成されていったのに対して、19世紀の自由貿易体制はそのようなものではなかった。世界史上の初めての自由貿易体制であったから、その手本というべきものなどは存在しなかったし、自由貿易体制に関する制度的研究が先行してなされていたものでもなかった。こうして、この体制はさまざまな歴史的経験の積み重ねのうちに、徐々にその姿を顕現していったものとみることができる。ここではその主な流れを追うことにしよう。

（１）イギリスの貿易自由化

19世紀の自由貿易体制において興味深いのは、中心国であるイギリスの貿易自由化が進展し、ほかの国々がそれに続くといったかたちで形成されていったことである。もちろん、通商条約締結交渉において互惠主義的対応もなかったわけではない¹⁷⁾が、中心国の一方的な自由化が基本線にあるものだった。

いわゆるイギリスの重商主義の保護貿易体制に対して、17世紀より濃淡はあるにせよ自由貿易を主張する見解が徐々に強まった（ニコラス・バーボン [Nicholas Barbon]、ダドリー・ノース [Dudley North] など¹⁸⁾）。そして、それらを集大成したものが、アダム・スミス（Adam

17) 例えば、1860年英仏通商条約の締結に際して。北野大吉『英国自由貿易運動史』日本評論社、1943年、451頁。

18) ニコラス・バーボン（久保芳和訳）『交易論』、ダドリー・ノース（久保芳和訳）『交易論』（いずれも

Smith) の『国富論』であった¹⁹⁾。このように、思想的には自由貿易主義の勢いが高まりつつあったとはいえ、その工業力が隔絶的なものとなるまで容易に貿易自由化政策は採用されなかった²⁰⁾。

イギリスの本格的な貿易自由化は1820年代以降のことであった。ここでは、関税引き下げ、航海条例と穀物法の廃止とについて簡単にみておくことにしよう。イギリスの関税引き下げは、商務院総裁 (President of the Board of Trade) ウィリアム・ハスキソン (William Huskisson) による1823-26年の引き下げ、首相ロバート・ピール (Robert Peel) による1840年代のそれ、及び1853年と60年のウィリアム・グラッドストーン (William Gladstone) によるそれというように、だいたい三段階に分けて行われた。こうして、1860年の関税改正後は「関税表に残る商品品目は、わずかに48にすぎなくなった。そのうち、15商品が主として関税収入をあげるものとして、他の29品目のうち5商品は国内消費税に対応して課せられる財政学者のいわゆる補完関税にすぎず、また24商品は上述の15商品に類似するために課せられた²¹⁾」という状況となったのである。

イギリス自身の貿易及び、イギリス植民地の貿易をイギリス船等に限定する航海条例に関しては、次第に制限が緩められ、「18世紀にすでに事実上その意義を大部分喪失」していおり、比較的容易に廃止された (1849年大部分廃止、54年最終的廃止)。「自由貿易体制完成のためのいわば天王山の地位を占めた」のが、穀物法の撤廃であった²²⁾。さまざまな運動と対立の政治的過程のうちに、1849年に廃止となったことは周知のことであろう。

このように、ナポレオン戦争以降の覇権国の一方的自由化が構築の推進力となったところに、19世紀自由貿易体制の著しい特徴を認めることができる。この点は、相互・互恵主義を原則とするIMF・GATT体制と大きく異なるものである。

ㄨ アダム・スミスの会監修『初期イギリス経済学古典選集2』東京大学出版会、1966年、所収) なお、パーボンの原典は1690年、ノースのそれは1691年出版である。

19) ただし、スミスは輸入禁止や高関税については厳しく批判しているものの、航海条例 (Navigation Acts) については、「国防は富裕よりはるかに重要」との理由により「イングランドのすべての商業上の規制のなかではもっとも賢明なもの」としているし、いろいろ批判はしているものの、穀物法 (Corn law) についても「それ自体で最良のものではないにしても、時代の利害関心、偏見、風潮が許容するかぎりでは、最良のものである」というように比較的寛容な態度をとっている (A. Smith, *The Wealth of Nations*, vol. 1, general editors R. H. Campbell and A. S. Skinner, *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith II*, 1979, pp.464-465, 543, 水田洋監訳杉山忠平訳『国富論』(二) 岩波文庫、2000年、320頁、同 (三) 83頁)。なお、スミスの問題としている穀物法とは、主として1773年のものである。

20) いうまでもなくフランス革命に続く一連の戦争、とくにナポレオン戦争によって、自由貿易は実施困難となっていた。しかし、それ以上に、イギリスの綿工業がインドのそれに十分に対抗できなかったことが、強力な保護政策の背景となっていた。この点に関しては、金子勝「段階論と『世界市場』像の再検討」東京大学『社会科学研究』第34巻第6号、1983年3月、参照。

21) 宇野弘蔵『経済政策論 [改訂版]』(『宇野弘蔵著作集』第7巻、岩波書店、1974年) 125頁。

22) 大内力『大内力経済学大系 第4巻 帝国主義論 上』東京大学出版会、1985年、213頁。

（２）植民地体制，不平等条約体制

イギリスは、すでに巨大な植民地を有していたし、19世紀を通じてその範囲はさらに拡大した²³⁾。こうした植民地に本国が自由貿易を強制するのは、そう難しいことではなかった²⁴⁾。

植民地以外の後進独立国に対しては、いわゆる不平等条約によって、自由貿易を強制した。近代化途上の日本にとって最重要の外交的課題であった改正の対象である不平等条約は、それなりの変種をもっていたとはいえ、だいたい次のような点で後進諸国が不利となっていたことで共通していた。a. 開港場での経済取引の自由， b. 片務的最恵国待遇， c. 片務的領事裁判権（治外法権）， d. 低税率の片務的協定税率（いわゆる関税自主権の欠如），である。これら以外に、条約の締結の事情によってさまざまな不利な条件が後進国側に追加されていたことはいうまでもないことである²⁵⁾。

以上のような植民地体制と不平等条約体制によって、世界の大部分の地域がイギリス主導の自由貿易体制のなかに強制的に包括されるようになった。残るは、ヨーロッパ列強とアメリカ合衆国である。

23) 宮崎犀一他編『近代国際経済要覧』東京大学出版会、1981年、104頁、によると、1876年のイギリスの植民地は、面積17,011平方キロメートル、人口2億5,187万人であり、イギリスのほかロシア、フランス、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、オランダ、アメリカ、スペイン、デンマークのその合計の面積では36.5%、人口では80.3%を占めていた。

24) イギリスの主要植民地の1つであったインドへの自由貿易の強制については、熊谷次郎『イギリス自由貿易論史』第3章、ミネルヴァ書房、1995年、をみよ。ただし、自治権を取得したカナダのような植民地が、保護貿易政策を採用する場合もあった（W. T. Easterbrook and H. J. Aitken, *Canadian Economic History*, 1988, pp. 391-400. リチャード・ボムレット [加勢田博他訳]『カナダ経済史』昭和堂、1991年、92頁以下）。

25) 1853年の日米和親条約に始まる日本をめぐる一連の不平等条約はこれらのすべてをもっていたが、若干の注意すべき事項があるので付記しておきたい。まず、既に日米和親条約第9条に規定されていた片務的最恵国待遇について、1858年調印の日米修好通商条約の交渉の過程で、ハリス（T. Harris）より双務的なそれが提案されていたにもかかわらず、幕府側は5%の輸出税に固執したために実現しなかった。ハリスからは「日本のために偉功ある人々」（福地源一郎『幕府衰亡論』平凡社、1967年、60頁）とまで賞賛された全権（井上清直・岩瀬忠震）を擁した幕府であったが、この交渉における最大の失敗だったように思われる。ただし、この際ハリスが新たな最恵国待遇の条項を提案しなかったことは、日本の不平等条約のこれに関連した条項が有条件との解釈を成り立たせる1つの基礎を与えたともいうことができよう。

1855年の日露通好条約及び58年の日露修好通商条約は、双務的最恵国待遇（修好通商条約で確定）、双務的領事裁判権（したがって、この点では平等）を規定している点で、ほかの不平等条約とは異なっていた。これについて、川島信太郎氏はいう。「蓋し幕府当局に於ては露西亜は他の諸国と違い其の領土内に於て在留日本人が少なくない為め斯かる相互の規定を挿入するの必要あることを認めたるものと考へる」（外務省監修日本学術振興会編纂 [川島信太郎氏執筆]『条約改正経過概要』日本国際連合協会、1951年、41頁）と。なお、当時サハリン（樺太）に関する日露の領有権は確定せず、同地は両国の混住地とされていた。

(3) ヨーロッパにおける通商条約のネットワーク

1860年英仏通商条約が締結された。それは、無関税あるいは低関税であるとともに双務的な無条件最恵国待遇条項をもった自由貿易主義的なものであった²⁶⁾。この条約は、ヨーロッパにおける自由貿易体制確立の核となるものだった。すなわち、その後イギリスは、62年ベルギー、63年イタリア、65年ドイツ関税同盟、オーストリアと同様な原則にたった条約を結び、フランスは、61年ベルギー、62年ドイツ関税同盟、63年イタリア、64年スイス、65年スウェーデン、ノルウェー、ハンザ諸都市、スペイン、オランダ、66年オーストリア、67年ポルトガルとやはり同様な条約を締結した²⁷⁾。このようにして、ヨーロッパ大陸の主要国は無条件最恵国待遇条項をもった通商条約のネットワークの中に組み込まれることになった。ここに無差別主義原則に基づく自由貿易体制が実現されたことになるのである。

その中であって、アメリカ合衆国はついにこのネットワークに参加することはなかった。同国は最恵国待遇の有条件主義に固執したばかりか、保護貿易主義勢力の強かった北部が南北戦争(1861-65年)において自由貿易主義的な南部に勝利したことによって、強力な保護貿易政策を採用したからである。すなわち、アメリカは19世紀自由貿易体制の例外的存在となったのであった²⁸⁾。

(4) 国際金本位制

1871年普仏戦争に勝利して統一を達成したドイツは金本位制を採用した。これを皮切りにヨーロッパで金本位制あるいは金銀複本位制でありながら銀貨の自由鑄造が停止される跛行本位制(銀貨の定位貨幣化)の採用が相次いだ。すなわち、いち早く1816年に金本位制を採用(イングランド銀行券の兌換再開は1821年)していたイギリスを別とすると、第1表のように、1870年以降次々に主要国の金本位制・跛行本位制転化が進んだ。このように、19世紀の末には、欧米各国のほとんどは金本位制・跛行本位制であるか、ラテン貨幣同盟参加国であるかのいずれかに位置づけられるようになったわけである。

金本位制は、貨幣価値が純金の重量に結びつけられ、金の輸出入自由化がなされるのであるから、国際金本位制の世界では、固定相場制に基づく為替の自由化が実現されることにな

26) 川島信太郎『本邦通商政策条約史概論』巖松堂書店、1941年、77頁。

27) 宇野、前掲書、128-129頁。

28) アメリカ合衆国の関税の変遷については、E. F. Taussig, *The Tariff History of the United States* 7th ed., 1932 (長谷田泰三・安芸昇三訳『米国関税史』弘文堂書房、1938年) 参照。なお、最恵国待遇の有条件主義国であったアメリカと日本が初めて和親条約を結び、そこに最恵国待遇を規定したことは、この不平等＝片務的最恵国待遇条項を有条件と解釈させる根拠の1つとなったものと考えられる。なお、第一次条約改正交渉において、この最恵国待遇を有条件であるとの日本側の立場を確立したのは大隈重信外相(在任: 1888-89年)であった(大隈侯八十五年史編纂会『大隈侯八十五年史』第2巻、1926年、100-101頁、山本茂『条約改正史』高山書院、1943年、337-338頁)。

第1表 主要国の金本位制・跛行本位制採用及びラテン貨幣同盟の動向

年	金本位制	跛行本位制	ラテン貨幣同盟
1816	イギリス		
54	ポルトガル		
65			フランス、ベルギー、スイス、イタリア によって結成
67			ルーマニア；ラテン貨幣同盟幣制採用
68			ギリシャ加盟
71	ドイツ		スペイン；ラテン貨幣同盟幣制採用
73	スカンジナビア貨幣同盟（スイス、デンマーク）、 アメリカ		
75	ノルウェー、スカンジナビア貨幣同盟加盟		
77		フランス、オランダ	
78		アメリカ	
90	ルーマニア		
92	オーストリー・ハンガリー		
97	日本、ロシア		
1900	アメリカ		

[出所]「各国幣制沿革一覧（1917年9月調）」『金貨本位制実施満二十年記念』抜粋（日本銀行編『日本金融史資料明治大正編』第17巻，1958年）941-950頁，より作成。

る²⁹⁾。跛行本位制とは、一応制度的には金銀複本位制とうたってはいるものの、銀貨の自由鑄造が停止されているため、銀価低落による金貨の排除が阻止されている。これによりそれが正常に運営されるかぎり、金本位制国との間の為替相場制度は固定相場制となる。

フランスを中心として結成されたラテン貨幣同盟は、金銀複本位制の維持を目指してはいたものの、銀貨の鑄造制限、跛行本位制採用、金本位制への移行の間を揺れ動き続けた。いずれにしても、純然たる複本位制の維持は困難な状況だったわけである³⁰⁾。

このように19世紀末になると、欧米諸国を中心に金銀複本位制から金本位制への移行の動きが強まり、そこに至らないとしても跛行本位制のように銀貨の排除の傾向が進んだのである。これを自由貿易体制の一重要要素としてみるならば、固定相場制に基づく為替の自由化への志向と位置づけることができるであろう。

しかしながら、国際金本位制へのきっかけを作ったドイツが1879年に保護関税を採用し、81年にフランスがそれに続いたことからわかるように、国際金本位制形成の時期は、イギリス中心の自由貿易体制に黄昏が近づきつつあった時期でもあったのである。

29) 例えば、1913年当時、日本円は1円が純金0.75グラム、アメリカ・ドルは金1オンスが20.67ドル、ここから100円=49.84アメリカ・ドルという金平価が導き出される。また、金の輸出入の自由は、日米間の資金移動の自由の制度的保障となっていた。

30) ラテン貨幣同盟については、とりあえず、斉藤利三郎『国際貨幣制度の研究』日本評論社、1940年、井上琢智「W. S. ジェボンズとラテン貨幣同盟」関西学院大学『経済学論究』第48巻第3号、1994年10月、をみよ。

(5) 小 括

以上のように、決して体系的に整備されたものではなかったにせよ、19世紀自由貿易体制は前節で抽出した自由貿易体制の諸要素をそれなりに備えたものであった。もちろん、それが十分に練り上げられたものではなく、さまざまな経験の積み重ねによってのうえに成り立っていたものであるがゆえに、その不十分性を指摘するのは容易なことであろう。ここでは、この自由貿易体制に伏在した基本問題を次のようにまとめておくだけにとどめておきたい。

第1に、イギリスの世界的な覇権のうえにこの体制は成り立っていた。したがって、ドイツやアメリカといった新興国が台頭し、その覇権に挑戦するようになると、この体制は動揺をきたすことになる。

第2に、植民地体制や不平等条約体制に典型的に現れているように、世界的な支配・従属関係を基盤として、この体制はありえた。しかし、実際の歴史が教えるように、このようなシステムは永続するものではない。被抑圧国や民族の反発が強まるにつれて、体制の亀裂は大きくなる。そして、自由貿易体制としては、強制ではなく自由意思に基づく後進諸国の参加を受け入れるものとして衣替えを余儀なくされることになる。

総じて、イギリスを頂点とした世界経済が崩れ去ることにより、19世紀自由貿易体制は終焉を迎えることになる。その行き着いた先にあったのが、1930年代の保護主義だったのである。

3. 1930年代のブロック化

(1) 1920年代世界経済の不安定性

1870年代以降、イギリスの世界的な覇権は、アメリカ合衆国・ドイツなどの新興国の登場と地位上昇によって、大きく後退した。そして、列強の対立と抗争の時代に突入し、ついに第一次世界大戦という人類史上初の総力戦に基づく世界大戦の勃発となる。ここにおいて、各国の金本位制は停止され、貿易は制限されて、戦時下の統制経済となる。

1918年さしもの大戦も停戦となり、平時経済への復帰が期待された。しかしながら、敗戦国に対する連合国の理性を超えた憎悪は、支払能力を超えた過酷な賠償金をドイツに強制した。これに、ともに戦った同志に対する戦時債務 (War Debt) の取り立てを放棄しなかったアメリカ合衆国の姿勢によって維持された旧連合国間の複雑な債権・債務関係が分かちがたく結びつき、いわゆる賠償・戦債問題となり、戦間期世界経済の最大の難題の1つとなってその不安定性に拍車をかけた。1924年に至るまでこの問題は紛糾を続けた後、同年の「ドーズ案」の成立によって「相対的安定期」に入りようやく事態は収束したかにみえた。しかしながら、実際はアメリカ資本を輸入したドイツがヨーロッパ等の旧連合国に賠償金を支払、西ヨーロッパ旧連合国がアメリカに戦債を支払うといった、いわゆる「みせかけの引き渡し」にほかならなかった。

1920年代の世界経済の不安定性の基本的要因は、イギリスに代わって世界最大の資本輸出国となったアメリカ合衆国が、債権回収ルートを確立できないままだったところにあった、といえることができる³¹⁾。それゆえ、この時期の世界経済は、アメリカの資本輸出の持続があつてはじめて支えることができるものだった。

当時の世界経済において、植民地・後進独立国は一次産品輸出に特化した債務国群をなしており、その一次産品輸出が債務支払い財源となるものだった。ところが、1920年代後半世界の一次産品価格は低下傾向に転じ、その債務支払いの困難を引き起こすようになった。こうして、世界の債務支払い環境は悪化することになったわけである。

以上の世界経済の不安定性が「相対的安定期」において顕在化することがなかったのは、世界最大の資本輸出国となったアメリカの資本輸出が比較的順調に持続していたからだった。それが何らかの理由により停止されたとき、世界経済は大打撃をこうむることになる。それが、1929年の大恐慌の帰結の1つだった。

（2）ブロック化

1920年代末にアメリカで発生した株式ブームは、それ自体で世界経済に不気味な暗雲をわきたたすものだった。なぜならば、それによって海外に輸出されるべき資本を国内に引きとどめようとするものだったからである。そして、そのブームの崩壊をきっかけに世界は未曾有の恐慌状態に陥ったことは周知のことであろう。

生産の急減、失業の急増、農産物価格の暴落等は各国で共通した現象となったばかりか、世界経済においては、世界貿易の大収縮、資本移動の逆流、国際金本位制度の崩壊、国際的デフォルトの頻発等、これまでにないものとして世界大恐慌は発生し、まさにカタストロフィといった事態となった。

こうしたなか、1933年のロンドン世界経済会議にみられるような国際協調による対応といった動きもみられないではなかったが、むなしく「螻蛄の斧」でしかなかった³²⁾。その後、各国はそれぞれ独自の対応をすることとなり、いわゆる近隣窮乏化政策をもいとわなくなった。当

31) 債権回収ルートとは、国際収支的には資本収支以外の赤字項目によって示される（IMFの現在の『国際収支マニュアル』第6版では、ここでいう資本収支あたる部分は「金融収支」として表記され、資本輸出超過はこれまでのような赤字ではなく、黒字によって表示される）。当時のアメリカの場合、貿易収支は大幅な黒字であるのに加えて、貿易外収支（現在の「サービス収支」+第1次・第2次「所得収支」）も赤字傾向を示すものではなかった。

32) 1933年6月に64カ国の代表を集めて開催されたロンドン世界経済会議は、周知のように、各国のアメリカ・ドルの為替相場安定要求を拒絶したアメリカ大統領F. D. ローズベルト（F. D. Roosevelt）の爆弾声明によって、7月に無期休会となった。これについて、日本代表団の一員として派遣された深井英五は、その回顧録のなかで「然しながら国際協定の拘束を好まざるは、米国に限らず、何れの国にも共通であつた。会議は、経路の如何に拘らず、行着くべき処に行着いた」と述べている（『回顧七十年』岩波書店、1941年、309頁）。

然、このことは国際的対立をあと立てる。その上、世界は各列強を中心としたブロックによって分割され、世界経済の統一性は崩れ去ったのだから、列強の対立は世界的なものとなる。その果てにあるものが、人類史上最大の世界大戦だった。

以下、自由貿易体制からみたこのブロック化がどのようなものだったかを考察することしよう。

よく知られているように、1930年代のブロック化は1932年のオタワ会議の結果の英帝国特惠制度の樹立をきっかけとした。この「大英帝国ブロック」に続いて、フランス中心の「金ブロック」、ナチス・ドイツの「広域経済圏」、日本の「大東亜共栄圏」、アメリカの「パン・アメリカン・ブロック」というぐあいに、大国中心の世界の分割が進展した。このうち1936年には崩壊した「金ブロック」を別として、第二次世界大戦は、一面これらブロック間の衝突でもあった。

(3) 保護貿易の国際体制としてのブロック化

ここで各ブロックについて詳細に検討することはしない。ただ、先に析出した自由貿易体制の基本要素からみて、ブロック化がどのような意味で保護貿易の体制なのかについて考えてみるだけにとどめたい。その前に、自由貿易に対する保護貿易についてまとめておくことにしたい。

しばしば保護貿易は自由貿易に正反対のものとして対立するものとみられがちであるとはいえ、保護貿易は貿易まで否定しているものではない。したがって、貿易を前提としているという意味で、両者は共通の基盤の上に立つものである。また、保護貿易は自由貿易を批判するものとして登場するだけで、自由貿易なくして議論として存立しえないものである。他方、保護貿易を否定する自由貿易は独立して存在しうるものである。この点で、保護貿易の前提には常に自由貿易があるのである。

次に、自由貿易は相手国の貿易自由化を必要とするものであるがゆえに、常に国際体制として存在する。これに対して保護貿易は一応一国でも樹立可能であるようにみえる。しかしながら、貿易自体を否定しているわけではなく、一定の貿易関係を前提としたものであるため、保護貿易の国際体制としても出現しうる。では、自由貿易の国際体制と保護貿易のそれとはどのように異なっているのだろうか。

自由貿易の国際体制において特徴的なことは、自由競争なのだから、機会の平等ということが前提となり、無差別主義となる。加えて、その理念からいえば、できるだけ多くの国の参加が望ましいのであって、多角主義を標榜することになる。かくして、無差別主義と多角主義とを前提とした貿易の自由化、これが自由貿易の国際体制の基本的特徴である。

これに対して、排除と優遇という論理を併存させているのが保護貿易の国際体制である。すなわち、特定の競争相手を排除し、自国の経済にとって必要な相手との結びつきを強化しよう

とする。したがって、差別主義と反多角主義とがこの国際体制の土台となる。こうした観点より、1930年代のブロック化の手法をみることにしよう³³⁾。

よく知られているように、保護貿易の手段として伝統的なものは高関税であった。この時期の保護貿易の強化の方法としてとして、アメリカの1930年のホーレイ・スムート関税に代表されるような関税引き上げもあったが、輸入制限、関税割当制などの手段も導入された。そして、これらの高い貿易障壁を前提として、大英帝国ブロックの特恵制度やアメリカの1934年互惠通商協定法による差別的通商政策が展開された。すなわち、各ブロックではその対象国に対して中心国である列強は、ブロック参加国に特恵的な優遇措置を与えたのであった。

為替管理については、アメリカの為替安定基金やイギリスの為替平衡勘定による為替市場介入によるものや日本・ドイツの為替取引制限によるものがあったが、とくに後者の場合は、差別的政策により直結しやすいものであった。

先のIMF・GATT体制の検討により、自由貿易体制の諸要素として、私は①無差別主義、②多角主義、③貿易自由化、④為替の自由化、を列挙した。これらとの関連で、1930年代のブロック化にみられた保護貿易を検証すると、次のようにまとめることができる。まず、特定の国・地域のみを優遇するのであるから、反無差別主義＝差別主義であり、別に特定国主義ともいうことができる。また、この特定国主義は、反多角主義でもある。又、ブロック外に対しては、貿易障壁の強化であり、そのなかに為替管理（為替の自由化の否定）が包括された。このように、1930年代の保護貿易の国際体制は、a) 反無差別主義＝差別主義＝特定国主義＝反多角主義、b) ブロック外に対する為替管理を含む貿易障壁の強化、というように要約することができる。

以上が、その歴史的検討から得られた自由貿易体制と保護貿易の国際体制の基本的特質である。これらを基準として、国際貿易制度の現状を分析することが最後の課題となる。

4. 地域主義と自由貿易体制の現在

(1) IMF・GATT体制の変容

a. IMFの現在

第1節で述べたIMF・GATT体制は、1970年代以降大きな変容を迫られることになる。その第一歩を踏み出したのが、IMFであった。周知のように、1971年8月のアメリカ合衆国R. ニクソン（R. Nixon）大統領による金・ドル交換停止は、IMF固定相場制の前提条件を破棄する

33) 1930年代のブロック化の手法については、さしあたり、楊井克巳編『世界経済論』東京大学出版会、1961年、第3篇、大島清編『世界経済論』勁草書房、1965年、第2編、をみよ。

ものだった。1978年の第一次改正前の当初のIMF協定第4条は「通貨の平価」を規定し、その第1項(a)は「各加盟国の通貨の平価は、共通尺度たる金により、又は1944年7月1日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルにより表示する」となっていることからわかるように、その固定相場制は外国通貨当局に対する金・ドル交換を実施していたアメリカの通貨制度を基盤とするものだった。その根底をこの大統領の発表は無にってしまったわけである³⁴⁾。その後、1971年のスミソニアン協定等の調整をへた後、73年に主要先進国は相次いで変動相場制を導入し、78年のIMF協定第2次改正によってそれが追認されるに至った³⁵⁾。

第2次改正IMF協定第4条は「為替取極に関する義務」となり、その第2項「一般的為替取極」として(b)では「1976年1月1日に存在していたような国際通貨制度の下では(i)加盟国が特別引き出し権若しくは当該加盟国が選択するその他の表示単位(金を除く。)で表示される本国通貨の価値を維持するもの、(ii)加盟国が一若しくは二以上の他の加盟国の通貨の価値との関連において本国通貨の価値を維持する二以上の加盟国の間の協力的取極又は(iii)加盟国が選択するその他の為替取極とすることができる。」となっており、通貨価値の金表示以外のあらゆる為替取極が認められることとなり、そこで変動相場制が追認されたわけである。このように、貨幣価値の金による表示以外のあらゆる為替取極が加盟国の任意の選択に任されたことは、この面でのIMFの役割が大きく低下したことを意味する。

経常的国際取引に関する為替の自由化に関しては、先にも述べたように、その義務を受諾した八条国の増大の状況をもって、IMFはその目的の達成度が測られることになる。開業以来の推移を示した第1図によれば、現在ほとんどの加盟国が八条国となっていることがわかる。開業当初からしばらくの間、八条国は少数派だったが、次第に拡大を続け、とくに1990年代の急増をへて現在の状態にいたったわけである³⁶⁾。こうしてみると、経常取引に関する為替の自由化という任務を今日のIMFはほぼ完遂しており、その活動の重点領域とはいえなくなっているとみることができる。

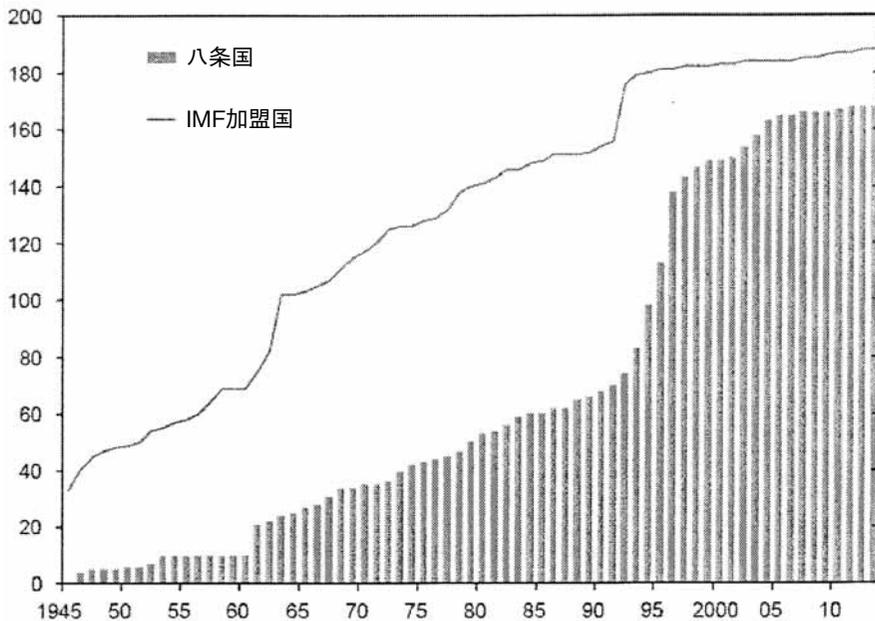
IMFの融資制度については、現在、大きく拡大しており、各種制度³⁷⁾を取りそろえている。上でみたように、為替取極については、貨幣価値の金表示制以外という限定はあるものの、各加盟国の選択に任されており、為替の自由化もほぼ達成されている状況にあって、IMFの主要機能は融資機関のそれというものを中心とするようになっている。とはいえ、自由貿易体制と

34) 厳密に言えば、1971年の金・ドル交換停止によって、「1944年7月1日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル」が変化するわけではないので、形式的には協定第4条の平価規定が毀損されないが、実際には想定されていた固定相場制の維持が著しく困難になったことは否定できないであろう。

35) なお、最近のIMF加盟の為替取極については、IMF, *Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions 2014*, pp. 4-12をみよ。

36) IMF, *ditto*, p. 31によると、2013年末現在、IMF加盟国188のうち八条国は168となっている。

37) 現在のIMFの各種融資制度とその現状については、IMF『年次報告書』(日本語版)、2015年、44-72頁、をみよ。



第1図 IMF加盟国数と八条国数の推移

[出所] IMF, *Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions* 2014, p. 32.

いう観点からみると、その重要要素を1つを、為替取極の多様にも拘わらずこれまで通り担っていることは、看過することはできないものである。

b. WTO

1995年WTO（世界貿易機関）が発足し、国際機関としてのGATTに取って代わったことは周知のことであろう。WTOの担当領域は、GATTと比較して格段に広いものとなった。その状況をWTO諸協定を概観することによって、まず確かめておこう。第2表にあるように、諸協定は、本体である「WTOを設立するマラケッシュ協定」と4つの附属書（1）からなり、附属書1は「A 物品の貿易に関する多角的協定」、「B サービス貿易に関する一般協定（GATS）」、「C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」によって構成され、Aは13の協定に分かれる。また、附属書2は「紛争解決に関わる規則及び手続きに関する了解」、同3は「貿易政策検討制度」、同4は「複数国間貿易協定」となっている。

これらについてここで詳しく検討することはできないが³⁸⁾、とりあえず次のことがいえるであろう。

38) WTO諸協定については、さしあたり、外務省『世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定WTO』日本国際問題研究所、1995年、同『解説WTO協定』日本国際問題研究所、1996年、同編『WTOサービス貿易一般協定』日本国際問題研究所、1997年、をみよ。

第2表 WTO (世界貿易機関) 諸協定の構成

◎WTOを設立するマラケッシュ協定 (本体)
○附属書1
(1) 附属書1A 物品の貿易に関する多角的協定
①1994年のGATT ②農業に関する協定 ③衛生植物検疫の適用に関する協定
④繊維及び繊維製品 (衣類を含む) に関する協定 ⑤貿易の技術的障害に関する協定
⑥貿易に関連する投資措置に関する協定
⑦1994年GATT第6条の実施に関する協定 (アンチ・ダンピング)
⑧1994年GATT第7条の実施に関する協定 (関税評価)
⑨船積み前検査に関する協定 ⑩原産地規則に関する協定
⑪輸入許可手続きに関する協定 ⑫補助金及び相殺措置に関する協定
⑬セーフ・ガードに関する協定
(2) 附属書1B サービス貿易に関する一般協定 (GATS)
(3) 附属書1C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
○附属書2 紛争解決に関わる規則及び手続きに関する了解
○附属書3 貿易政策検討制度
○附属書4 複数国間貿易協定
①民間航空機貿易に関する協定 ②政府調達に関する協定
③国際酪農品協定 (1997年失効) ④国際牛肉協定 (1997年失効)

ア) モノの貿易に関する協定の拡充 (附属書1A)

イ) サービス貿易における自由化目メカニズム確立 (附属書1B)

ウ) 資本移動に踏み込む (附属書1A⑥, 附属書1B)

エ) 知的所有権の強化 (附属書1C)

オ) 紛争解決手続きの強化 (附属書2)

等, である。

このなかでとくに注目されるのが, GATSであるように思われる。というのは, 歴史上初めてサービス貿易の自由化に関する包括的な国際協定が成立したばかりか, サービスに限定されてはいるものの, 資本移動の自由化を含むものだからである³⁹⁾。

GATSは, 政府サービスを除くすべてのサービス (WTO事務局は155に分類している) 貿易に関して, 最恵国待遇とサービスに関する法律, 規則等の公開を義務づけた透明性とを共通の義務として, 個別分野での自由化を促進しようとするものである。その際, 対象となるサービ

39) なお, 附属書A⑥貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs) は, 「輸入産品を課税, 規則等の綿で, 国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするGATT第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し, 特にローカルコンテンツ要求, 輸出入均衡要求, 為替規制及び輸出制限 (国内販売要求) といった措置を」(経済産業省『不公正貿易報告書』2015年, 391頁) 禁止したものであって, 資本移動そのものの自由化を推進するものではない。

ス貿易を4つの形態に分類し、それぞれにつき自由化の約束を行う約束表をWTO加盟国に提出させる。加盟国は自由化を望まない部分について、留保をすることは可能であるが、後の交渉においてこの留保部分の自由化が問題となるわけである。そして、この4つの形態とは、(1) サービスの越境、(2) サービス需要者の越境、(3) サービス提供者の商業拠点の越境、(4) 自然人としてのサービス提供者の越境、である。ここで注目されるのは、(3) である。なぜならば、これは直接投資形態での資本移動にほかならないからである。すなわち、GATSはサービス業に関わる直接投資の自由化を推進するものとなっているわけである。その上、金融サービスの自由化の内容によっては、そのほかの資本移動の自由化も進展することも十分にありうることである。

こうしてみると、WTO設立によって、戦後の自由貿易体制は、モノの貿易のいっそうの自由化に加えて、サービス貿易の自由化と並んで資本移動のかなりの部分のそれにも拡大してゆき、新たな地平を切り開いたかのようにみえた。ところが、21世紀に入って、その足取りはにわか鈍いものとなる。

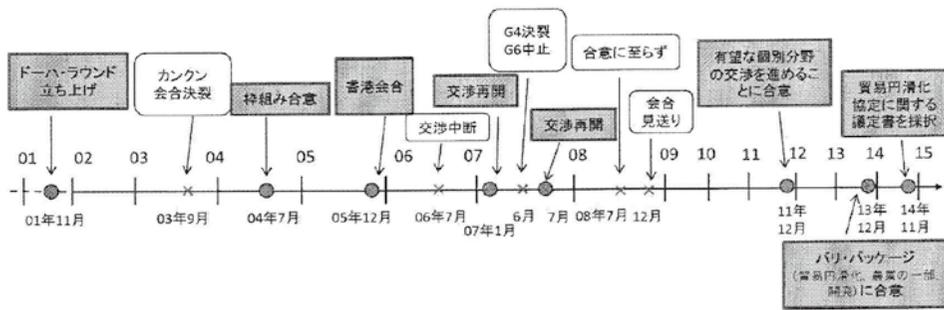
c. ドーハ開発アジェンダ

2001年11月、2ヶ月前のアメリカにおける同時多発テロによる興奮がさめやらぬなか、中東カタールの首都ドーハにて第4回WTO閣僚会議が開かれ、WTO最初の多角的交渉である「ドーハ開発アジェンダ」の開始が宣言された。この新ラウンド⁴⁰⁾の開始にいたる過程は、その後の交渉の難航を先取りかのようなものだった。1995年新設WTOは業務を開始した。その最高意思決定機関である閣僚会議は少なくとも2年に一回開催され、WTO本部のあるスイス・ジュネーブないし加盟国において開かれるのを慣例としていた。第2回のシンガポールでの会議(1997年)の後、第3回のアメリカ・シアトルでの会議で新ラウンドの開始が宣言されるはずであった。

ところが、会議は決裂し、新ラウンドの開始に失敗するというGATT以来空前の事態となってしまった。というのは、先進国と発展途上国の意見の対立が妥協にいたらなかったうえに、「反グローバリズム」をかかげる市民運動の嵐がシアトルの町にあふれ、新ラウンド開始どころの状況ではなかったからである。そして、ドーハにおける第4回閣僚会議、もはやグローバリゼーション推進派にとって遅滞は許されなかった。しかし、それまで通りのグローバリズムには勢いはなかった。

2002年より実質的交渉が本格化したラウンドではあったが、2003年メキシコ・カンクンでの閣僚会議の決裂以降、第2図にあるように、2004年に枠組みの合意はあったものの、交渉中断、

40) GATT以来の多角的交渉は1960年の第5回目の「ディロン・ラウンド」以来「ラウンド」と称するのを慣例としていたが、WTO最初のこの多角的交渉の名称に関しては、発展途上国側が「ラウンド」という名称を拒否したため、「開発アジェンダ」となったという。



第2図 ドーハ開発アジェンダの経過

〔出所〕 経済産業省『不公正貿易報告書』2015年、843頁。

交渉再開等と進展がみられず、2008年にいたっては閣僚会議自体が見送られるような状況であった。そして、2013年末のインドネシア・バリ島での閣僚会議で、ようやく「画期的な成果」⁴¹⁾という貿易円滑化等の合意がなされたわけである（注2参照）。しかしながら、これをもってしても「ラウンドの終結はおろか今後の見通しさえ不透明な状況⁴²⁾」とさえいわれているのが実情である。そうしたなか、地域主義の勢いがますます強化されているのが、現代世界経済の主要な一面となっているわけである。

(2) 今日の地域主義

まず、本稿第1節で析出したような自由貿易体制の制度的諸要素に照らし合わせて、地域主義を位置づけることにしよう。自由貿易協定、経済連携協定などの地域主義は、特定国のみを優遇するのであるから、無差別主義に反する。また、対象が特定国に限定されているので、多角主義にも反する。したがって、地域主義はそれ自体で世界経済を分断する可能性をもっているということができる。とはいえ、現在のところ1930年代ほどの事態になっていないのは、WTOとIMFの存在が重要であると考えられる。すなわち、WTOとIMFの枠組みのなかでの地域主義なのであって、それが保護主義の無制約な進行を妨げているわけである。

前述のように、現在600を超える地域主義の協定があり、そのうち発効しているものが400を上回っているというから、この地球上は差別的な協定が張り巡らされてしまっているといわなくてはならない。ここでそのすべてを検討することは不可能である。ただいくつかの特徴的な論点を考察することによって、自由貿易体制の現状にとっての地域主義拡大・深化の意義を探ってみることにしたい。

41) 経済産業省『不公正貿易報告書』2015年、841頁。なお、ドーハ開発アジェンダのこれまでの経過については、同書、785頁以下、をみよ。

42) 日本経済団体連合『多角的自由貿易投資体制の再構築を求める』2015年5月19日、5頁。

手始めに日本の地域主義の展開からみることにして。1990年代まで日本政府はGATT以来の多角主義推進を基本方針としていたが、2001年にシンガポールとの交渉を開始することになり、2002年に署名・発効となった。そして、2004年末に地域主義推進の本心を公表し、次々に協定締結交渉を行ってきた。現状は第3表のような状況である。

これによると、署名・発効済みのものは16となっている（モンゴルとのものとTPPは現在未発効）。またASEAN（東南アジア諸国連合）とのものとTPP（環太平洋経済連携協定）を除けば、すべて二国間協定によるものである。さらに、署名・発効済みの協定の大半は、アジア

第3表 日本の地域主義協定の現状（2015年9月現在）

1. 発効済み、署名済みのもの	
○シンガポール	○インド
・2001.1.交渉開始 ・2002.1.署名 ・2002.11.発効	・2007.1.交渉開始 ・2011.2.署名 ・2011.8.発効
・2006.4.見直し交渉開始 ・2007.3.署名	○ペルー
・2007.9.発効	・2009.5.交渉開始 ・2011.5.署名 ・2012.3.発効
○メキシコ	○オーストラリア
・2002.11.交渉開始 ・2004.9.署名 ・2005.4.発効	・2007.4.交渉開始 ・2014.7.署名 ・2015.1.発効
・2005.6.追加議定書交渉開始 ・2007.4.発効	○モンゴル
・2008.9.改正議定書交渉開始 ・2011.9.署名	・2112.6.交渉開始 ・2015.2.署名 ・未発効
・2012.4.発効	○環太平洋パートナーシップ (TPP ⁽³⁾)
○マレーシア	・2013.7.日本交渉参加 ・2016年2月署名
・2004.1.交渉開始 ・2005.11.署名 ・2006.7.発効	2. 交渉中のもの
○チリ	○カナダ
・2006.2.交渉開始 ・2007.3.署名 ・2007.11.発効	○コロンビア
○タイ	・2012.11.交渉開始 ・2012.12.交渉開始
・2004.2.交渉開始 ・2007.4.署名 ・2007.11.発効	○日中韓
○インドネシア	○欧州連合 (EU)
・2005.7.交渉開始 ・2007.8.署名 ・2008.7.発効	・2013.3.交渉開始 ・2013.4.交渉開始
○ブルネイ	○東アジア地域包括的経済連携 (RCEP ⁽²⁾)
・2006.6.交渉開始 ・2007.6.署名 ・2008.7.発効	・2013.5.交渉開始
○東南アジア諸国連合 (ASEAN ⁽¹⁾)	○トルコ
・2005.4.交渉開始 ・2008.4.署名	・2014.1.交渉開始
・2008.12.発効（現在インドネシアは未発効）	3. その他
・2010.10.サービス、投資交渉開始	○韓国
○フィリピン	・2003.12.交渉開始 ・2004.11.交渉中断
・2004.2.交渉開始 ・2006.9.署名 ・2008.12.発効	○湾岸協力理事会 (GCC)
○スイス	・2006.9.交渉開始
・2007.5.交渉開始 ・2009.2.署名 ・2009.9.発効	・2009.7.GCC側の要請により交渉延期
○ヴェトナム	
・2007.1.交渉開始 ・2008.12.署名 ・2009.10.発効	

[出所] 外務省, mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/, 2016年1月27日

[注] (1) ブルネイ, カンボジア, インドネシア, ラオス, マレーシア, ミャンマー, フィリピン, シンガポール, タイ, ヴェトナム

(2) ASEAN+日本, 中国, 韓国, オーストラリア, ニュージーランド, インド

(3) オーストラリア, ブルネイ, カナダ, チリ, 日本, マレーシア, メキシコ, ニュージーランド, ペルー, シンガポール, アメリカ, ヴェトナム

(4) サウジアラビア, クウェート, アラブ首長国連邦, バーレーン, カタール, オマーン

諸国に対するもので、ほかに大洋州のオーストラリア、中南米のメキシコ、チリ、ペルー、ヨーロッパのスイスという状況である。また複数国間のものとしてASEANとの協定がある。ここで注目されるのは、ブルネイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイは、ASEANの構成国なので2つの協定が併存していることである。ともあれ、日本の署名・発効済みの協定は、近隣アジア諸国を中心に次第に遠方の諸国に広がってきたといえる。

次に、現在交渉中・その他の協定をみると、現在の政治状況からみて、交渉の中断している韓国との協定、日中韓のその進展は当分望み薄のものとみられる。それ以外のものとしては、二国間のものとしてカナダ、コロンビア、トルコがあるけれども、交渉の中心はTPP（2016年2月署名）と東アジア地域包括的経済連携（RCEP）⁴³⁾となってきた。このように日本の地域主義は今や広域協定あるいはメガ協定などといわれる複数国間協定に重心を移しつつある。そして、もしTPPおよびRCEPが発効するとすると、両方に参加する日本と二国間協定を結んでいるASEANの国は4つの協定が併存することとなり、それだけでも複雑化することがわかる。

次にアメリカの状況をみることにしよう。第4表にあるように、同国も1990年代まではさほど地域主義に積極的とはいえなかった。せいぜい1985年発効のイスラエルとの自由貿易協定と1995年のWTO諸協定発効の前年のNAFTA（北米自由貿易協定；カナダ、メキシコ）程度のものであった。しかしながら、新世紀に入って俄然二国間協定を中心とした地域主義協定が相次

第4表 アメリカの地域主義協定の現状（2016年1月現在）

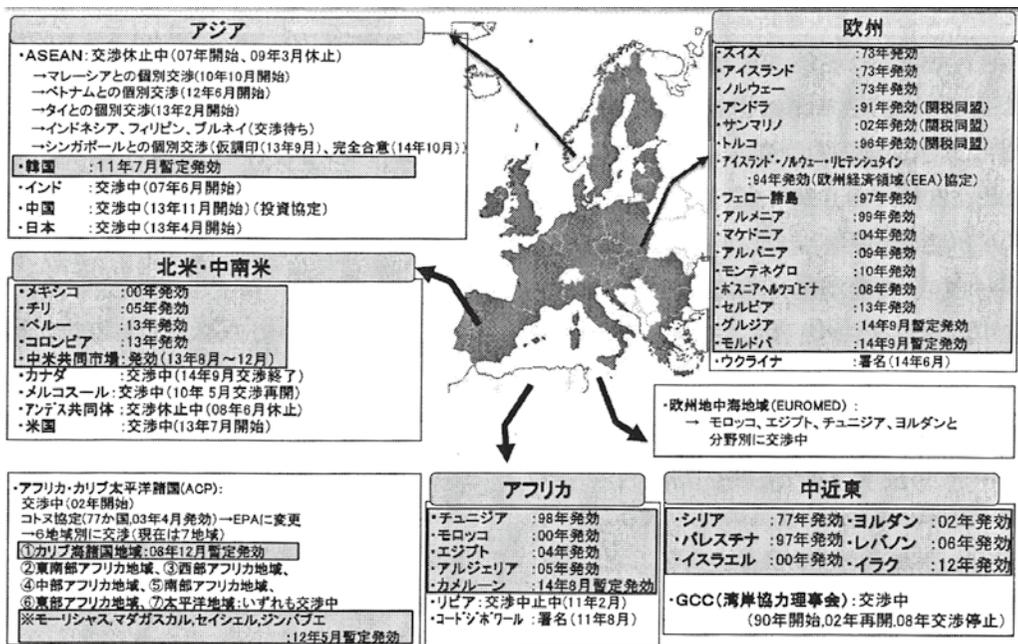
1. 発効済みのもの（括弧は発効年）	
○イスラエル（1985）	○NAFTA（北米自由貿易協定、1994）
○チリ（2004）	○シンガポール（2004）
○モロッコ（2006）	○オマーン（2009）
○CAFTA-DR（Dominican Republic-Central America FTA、コスタリカ、エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ、2009～）	○オーストラリア（2005）
○韓国（2012）	○ペルー（2009）
○コロンビア（2012）	○パナマ（2012）
2. 交渉中のもの	
○TPP（2016年2月署名）	○TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ、EU）
3. 交渉中断中のもの	
○タイ	
○SACU（南部アフリカ関税同盟 [南アフリカ、ボツアナ、ナミビア、レソト、スワジランド]）	

【出所】アメリカ国務省（state.gov/e/eb/tpp//bta/fta/fta/index.htm、2016年1月27日）、経済産業省『不公正貿易報告書』2015年、589-592頁、より作成。

43) TPPの交渉の経緯については、とりあえず『不公正貿易報告書』2015年、602-604頁、をみよ。RCEPについては、ほとんどマスコミの注目を浴びていないが、2015年11月マレーシア・クアラルンプールで開催されたASEAN関連首脳会議で2016年内の交渉妥結を目指す共同声明が出された（外務省、mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/、2016年1月27日）。なお、日本の参加にとっては、TPPよりRCEPのほうが経済的効果が大きいとの試算もあるようである（作山巧『日本のTPP参加の真実』文眞堂、2015年、187頁）。

いだ。地域的には、中南米地域を中心に、中東(ヨルダン、パーレーン、オマーン)、アジア(シンガポール、韓国)、アフリカ(モロッコ)というように広がっていく様相を示している。そして、現在は、二国間協定よりもTPPやTTIP(環大西洋貿易投資パートナーシップ)といった複数国間協定に重心を移しているかのようである。

さらに、EUの場合に目を転じると、第3図のようになる。みられるように、EU周辺のヨーロッパ諸国をはじめ、アフリカ、中東といった地域の多くの国と協定を締結しているばかりか、中南米、アジアの国々との交渉も進んでおり、それなりの成果をあげつつある。こうして、それ自身が地域主義統合の最先端を歩んでいるEUは、外に対する地域主義の展開においても最先端に位置しているように思われる。そして、現在は、アメリカ、中国、日本、インドといった有力国との交渉に焦点が移っているようである。



第3図 EUの地域主義協定の現状

〔出所〕 経済産業省『不正貿易報告書』2015年、595頁。

最後に、中国の場合をみることにしよう。第5表にあるように、ASEANを含めてアジア諸国を中心に、南米(チリ、ペルー、コスタリカ)、大洋州(ニュージーランド、オーストラリア)、ヨーロッパ(アイスランド、スイス)といった広がりを見せている。そして、現在はRCEP、EUとの交渉といったように、複数国間協定の動きも進んでいるけれども、アメリカ、EUと比較すると、やや後塵を拝しているようにみえる。

第5表 中国の地域主義の現状 (2015年9月)

1. 発効済みのもの等	
○ASEAN (物品貿易; 2005.7., サービス貿易; 2007.7., 投資; 2010.1.)	
○パキスタン (物品貿易; 2007.7., サービス貿易; 2010.10.)	
○チリ (物品貿易; 2006.10., サービス貿易; 2010.8.)	
○ニュージーランド (2008.10.)	○シンガポール (2009.1.)
	○ペルー (2010.3.)
○香港 (2004.1.)	○マカオ (2004.1.)
	○台湾 (2010.9.)
○コスタリカ (2011.8.)	○アイスランド (2014.7.)
	○スイス (2014.7.)
○韓国 (署名2015.6.)	○オーストラリア (署名2015.7.)
2. 交渉中のもの	
○GCC	○ノルウェー
	○日中韓
	○RCEP
	○スリランカ
○モルディブ	○ASEAN (グレードアップ交渉)
	○EU

[出所] 同前, 600頁。

そこで、これらの国・地域の世界的な地位についてみることにしよう。第6表にあるように、それら三国・一地域合計で、直接投資輸入を除いて、すべて過半を超えており、とくにGDP、サービス輸出、直接投資輸出などは3分の2程度となっている。しかしながら、このなかにあって日本の地位は、直接投資輸出を除いて著しく見劣りがするように思われる。この点からみても、日本は中心国となって独自の地域主義を世界的に展開して行くには、役不足ということができよう。また、全体的にアメリカ、EUほどの地位には達していないものの、中国はその実質GDP成長率の高さからいって注目を集めるに十分な存在である。こうした、現在の世界経済の核ともいべき三極によって地域主義がグローバルに展開されているのが、現在の世界経済の状況といえることができる。では、こうした地域主義は、自由貿易体制にとって、どのような意味を持つのであろうか。

第6表 アメリカ, EU, 中国, 日本の世界的地位 (2014年, 10億ドル, %)

	GDP	実質GDP 成長率 (2000-14)	商品貿易		サービス貿易		直接投資	
			輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
世界	77,451	2.7	19,003	18,987	5,017	4,904	1,354	1,228
アメリカ	22.6	1.9	8.5	12.7	14.1	9.7	24.8	7.5
EU	24.5	1.4	33.2	32.2	44.7	38.5	22.1	21.7
中国	13.0	10.1	12.3	10.3	4.7	7.8	8.6	10.5
日本	5.9	0.7	3.6	4.3	3.2	3.9	8.4	0.2
以上合計	66.1		57.6	59.5	66.7	59.9	63.9	39.9

[出所] UNCTAD, *Handbook of Statistics*, 2015, pp.328-343, 2015, pp.2-9, 242-249, 302-309, 340-354, より作成。

[注] (1) 世界のGDP, 商品貿易・サービス貿易・直接投資の輸出・輸入は実数。実質GDP成長率は、2000-14年平均。残りは、各国・EUのシェア。

(2) EUの実質GDP成長率は、アンドラ、アイスランド、スイスを含む値。

（3）差別主義の拡大・深化

二国間であろうと複数国間であろうとも、地域主義は自由貿易体制の基本原則である無差別主義に反するものである。したがって、それは優遇と排除とが併存するシステムとなる。しかも、単に地域内諸国が優遇され、地域外諸国が排除されるということだけではない。地域主義の蔓延において、とくに問題となるものが原産地規則である。無差別主義の世界にあっては、主として統計作成上の問題になるにしても、原産地規則は貿易実務上さほどの困難を与えるものではなかった。ところが、地域主義においては、原産地国を確定することは、決定的な意味を持つ。こうしてそれは複雑なものとなり、地域主義特惠制度の利用のために、一定のコスト負担が必要となる。こうしたコストの負担が、一種の参入障壁となっているわけである⁴⁴⁾。このような、名目的差別以外の実質的なそれを生み出しているのも地域主義である。

こうした協定が世界で600以上も結ばれ、400以上が発効しているしていると、世界の貿易取引の条件は、実に複雑なものとならざるをえない。いわゆるスパゲッティ・ボウル現象である。しかも、この関係が商品貿易だけでなく、サービス貿易、資本移動にも広がってきているわけである。そうしたなか、ここでは自由貿易体制の基本要素とされてきたものについても、大きな変容が起きつつあることに注目しておきたい。

既述のように、無条件最恵国待遇は自由貿易体制の基本原則である無差別主義を生み出す最重要の条項の1つである。商品貿易においては、現在はWTO諸協定の一部となったGATT第1条で規定されている（二国間通商条約でも規定）。しかし、これは地域主義には適用されないものとされている。また、サービス貿易については、ウルグアイ・ラウンドの結果、成立したサービス貿易に関する一般協定（GATS）の第2条で無条件最恵国待遇が規定されているのも周知のことであろう。そして、同協定第5条「経済統合」によって、この待遇が適用されない地域主義を認めているのもGATTと同じである。また、GATSに基づいて自由化交渉がなされる際、サービス貿易4モードのうち、第3モード（業務用の拠点を通じてのサービスの提供）は、事実上直接投資形態の資本移動にほかならない。こうして、サービス業に関する直接投資についても無条件最恵国待遇も導入されているわけである。

一般に最恵国待遇は特惠措置に適用されないとされている（それゆえ「特惠」制度というわけであるが）。したがって、地域主義においてもWTOや二国間通商条約のそれも同様の扱いとなる。ところが、現在の二国間自由貿易協定（あるいは二国間経済連携協定）においては、サービスおよび投資に関して他の二国間協定をも対象とした最恵国待遇も規定されている⁴⁵⁾。そ

44) 例えば、現在の日本の金額ベースでみた国別のFTA利用率は、大きくともせいぜい3割程度である。日本貿易振興機構『2015年版 ジェトロ世界貿易投資報告』51頁、参照。

45) 例えば、2012年発効の米韓自由貿易協定では「締約国が他のFTAで韓米FTAを上回る待遇を供与する場合、同水準の待遇が他の締約国に自動的に繁栄されることになる」最恵国待遇が規定されたし（ジェトロ『韓米FTAを読む』ジェトロ、2008年、88-89頁）、2011年発効のEU韓国自由貿易協定も同様である（ジェメ

うなると、最恵国待遇といっても、一般の特恵制度には適用されないものと二国間協定にも適用されるものという区別が生じてくるし、さらにその範囲がサービス・投資を越えて拡大していく可能性すらあるといえよう。このように、無差別主義を実現してきた最恵国待遇にも差別の論理を浸入させつつあるのが、今日の地域主義にほかならないのである。

(4) 発展途上国地域の興隆と地域主義

今日の世界経済の大きな特徴の1つは、先進国の地位の後退と発展途上国のその上昇であり、とくにそれが傾向的なものとなっていることである。この点をいくつかの指標で跡づけることにしよう。

まず、世界のGDPに占める各地域、主要国のシェアの21世紀の変化を見ることにしよう。第7表にあるように、前世紀最後の年である2000年において先進国は世界のGDPの77.2%を生産し、その地位は圧倒的であった。ところが、2014年には58.9%というように6割を切るまでになっている。この凋落の中心部分、アメリカと日本である。前者は31.1%から22.6%への、後者は14.2%から5.9%という大幅な低下である。これに対して、発展途上国の地位は21.6%から37.7%へというような前進であり、なかでも「その他アジア」(西アジアを除くアジア)は10.9%から23%へという躍進をみせている。そして、その中心に位置しているのが中国(中国本土)である。

第7表 世界GDPシェアの変化 (%)

	2000	2010	2014
世界 (10億ドル)	33,256	65,430	77,451
先進国	77.2	63.9	58.9
アメリカ	31.1	23.0	22.6
ヨーロッパ	27.9	27.5	25.5
日本	14.2	8.4	5.9
移行経済諸国	1.1	3.2	3.4
発展途上国	21.6	32.8	37.7
西アジア	2.2	3.3	3.6
その他アジア	10.9	18.6	23.0
中国	3.6	9.1	13.0
その他	8.6	10.9	11.0

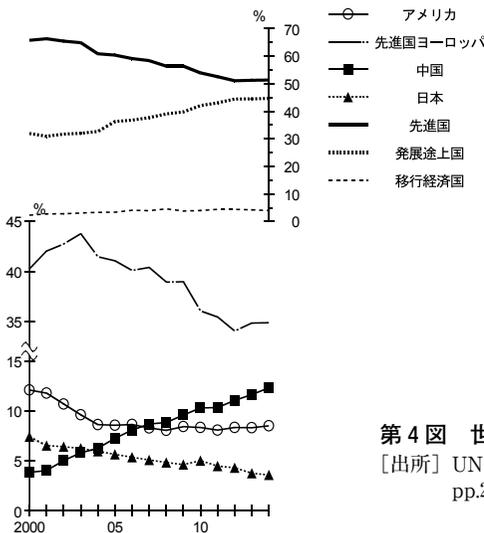
[出所] *ibid.*, pp.340-346, より作成。

[注] (1) 「その他アジア」とは、西アジアを除くアジア (以下同じ)。

(2) 中国は、香港、マカオを含まない中国本土 (以下同じ)。

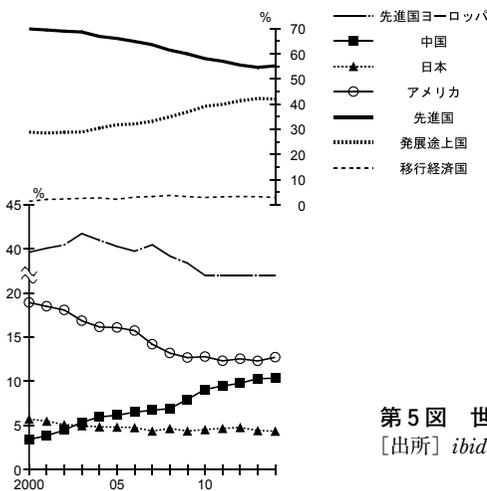
ㄨ トロ『EU韓国FTAの概要と解説』ジェトロ, 2011年, 66-67頁)。日本の場合, 日豪経済連携協定などでもみられる。

続いて、国際経済の基本的カテゴリーについてみることにしよう。商品貿易を輸出から概観すると、第4図上段にあるように、今世紀に入ってからの先進国の後退・発展途上国の前進は直線的ですらある。そして、今や先進国のシェアは発展途上国のそれ6%ほど上回るにすぎない状態である。したがって、同図下段にあるように、先進国ヨーロッパ、アメリカ、日本の地位後退のなか、中国が世界最大の輸出国に躍り出たことは周知のことであろう。



第4図 世界の商品輸出に占める各地域・主要国のシェアの推移
 [出所] UNCTAD, *Handbook of Statistics*, 2005, pp.2-7, 2006-2007, pp.2-7, 2014, pp.2-7, 2015, pp.2-9.

商品輸入については、第5図のようなものである。全体的に変化は輸出と比較してより緩やかであるけれども、傾向はほぼ同じといっていであらう。また、輸入国としての中国の位置づけは、まだアメリカのそれを凌駕するにはいたっていない。



第5図 世界の商品輸入に占める各地域・主要国のシェアの推移
 [出所] *ibid.*

次に、サービス貿易についてみることにしよう。第8表にあるように、ここでも先進国の比重低下、発展途上国そのの上昇が観測されるが、その変化の程度は商品貿易ほどではなく、また発展途上国の地位上昇=先進国地位低下は輸出よりも輸入におけるほうが大きいようである。また、発展途上国のサービス貿易の中心は「その他アジア」といいであろう。

第8表 世界サービス輸出入の変化

	2000		2010		2014	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
世界 (10億ドル)	1,522	1,519	3,936	3,819	5,016	4,904
先進国	75.5	70.8	69.4	62.0	68.3	58.3
アメリカ	19.0	14.4	14.3	10.7	14.1	9.7
ヨーロッパ	46.7	43.6	47.6	42.2	47.1	40.4
日本	4.5	7.6	3.3	4.3	3.2	3.9
移行経済諸国	0.1	1.7	2.5	3.2	2.5	3.8
発展途上国	23.1	27.4	28.1	34.8	29.2	38.0
西アジア	2.6	4.0	2.8	5.4	2.7	6.2
その他アジア	14.3	15.7	19.4	20.7	20.9	23.2
中国	2.0	2.4	4.4	5.1	4.7	7.8
その他	6.3	7.7	6.0	8.7	5.6	8.6

[出所] UNCTAD, *Handbook of Statistics*, 2015, pp.240-245, 2015, pp.242-247, より作成。

そして、資本移動の1つの代表として、直接投資について第9表でみることにしよう。2000年においては、輸出も輸入も先進国が圧倒的だった。すなわち、輸出については92.1%、輸入については82.5%が、先進国という状況だった。それが、2014年には、それぞれ60.8%、40.6%となっており、とくに輸入において発展途上国によって大きく差をつけられていることは注

第9表 世界の直接投資シェアの変化 (フロー)

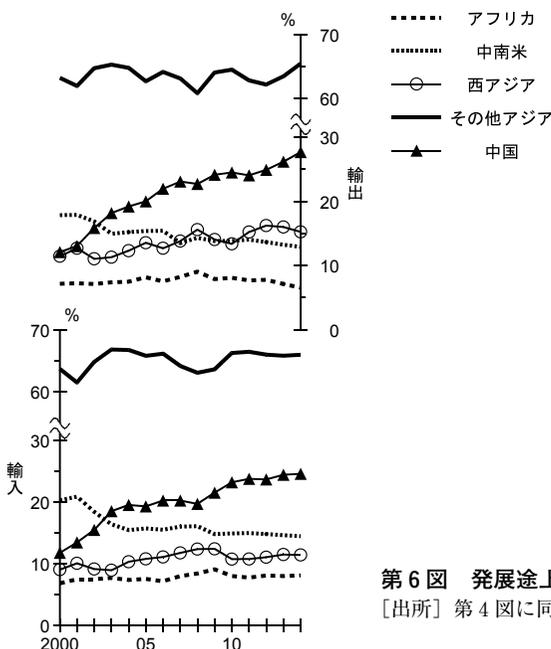
	2000		2010		2014	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
世界 (10億ドル)	1,166	1,363	1,366	1,328	1,354	1,228
先進国	92.1	82.5	70.5	50.7	60.8	40.6
アメリカ	12.2	23.0	20.3	14.9	24.9	7.5
ヨーロッパ	72.7	52.3	41.4	30.5	23.3	23.5
日本	2.7	0.6	4.1	-0.1	8.4	0.2
移行経済諸国	0.3	0.4	4.5	5.7	4.7	3.9
発展途上国	7.6	17.0	25.0	43.7	34.6	55.5
西アジア	0.3	0.3	1.1	4.5	2.3	3.5
その他アジア	6.5	10.2	19.7	25.7	29.6	34.4
中国	0.1	3.0	5.0	8.6	8.6	10.4
中南米	0.7	5.8	3.4	9.9	1.7	13.0
その他	0.1	0.7	0.7	3.5	1.0	4.6

[出所] *ibid.*, pp.302-309, より作成。

目に値しよう。また、先進国全体として地位が後退しているなか、アメリカが輸出においてそのシェアを高め、今や世界の四分の一近くにまでなっているのも興味深い現象である。発展途上国については、輸入について中南米が13%というやや大きなシェアをもっているものの、やはり「その他アジア」が基幹部分を構成している。

以上みてきたように、21世紀に入ってからの世界経済における発展途上国の経済的地位の持続的な上昇傾向は顕著なものがあつたわけであるが、さらにその実像を探るべく、比較的データの揃っている商品貿易について、今少し検討していくことにしよう。

第6図は、発展途上国貿易における中国と各地域のシェアの推移をみたものである。ここでも、輸出・輸入とも発展途上国貿易の基軸をなしているものが、全体の三分の二弱を構成している「その他アジア」貿易であることがわかる。そうしなか中国貿易の躍進は、輸入においてその程度は劣るものの、目を見張るものがあるといえよう。



第6図 発展途上国の商品輸出入に占める各地域のシェアの推移
[出所] 第4図に同じ。

最後に、中国を含む各地域の地域間貿易の状況を見ることにしよう。第10表にあるように、やはり先進国の貿易は輸出においても輸入においてもその地位を低下させているのに対して、発展途上国貿易のそれは逆に上昇していることが確認される。しかし、ここでとくに重要なことは次の事実である。先進国の発展途上国に対する貿易は、輸出・輸入とも世界貿易シェアとしては、たいした変化をみせてない。すなわち、2000年において、輸出は14.8%、輸入は18.4%であり、2014年においてはそれぞれ15%、17.6%というぐあいである。ところが、先進国間貿易の比重は48.6%から34.5%という大きな低下となっている。換言すると、世界貿易におけ

る先進国の地位の下降は、もっぱら先進国間貿易のその下降の反映にほかならないということである。そのことは、逆に発展途上国の地位上昇は、2000年から14年にかけて12.7%から26.1%にいたった発展途上国間貿易のそれによるものだということになる。

第10表 世界貿易に占める各地域間貿易の比率の変化 (%)

		輸 入						
		世界	先進国	発展途上国	アジア	その他アジア	中国	
輸 出	世界	2000	100.0	67.3	28.0	20.2	17.8	3.3
		2010	100.0	57.6	39.0	30.1	26.1	8.4
		2014	100.0	54.4	41.9	32.4	27.9	8.9
	先進国	2000	65.2	48.6	14.8	9.5	8.0	1.2
		2010	54.1	37.1	15.2	10.5	8.6	3.1
		2014	51.3	34.5	15.0	10.2	8.1	3.2
	発展途上国	2000	32.1	18.4	12.7	10.3	9.5	2.0
		2010	42.0	18.3	22.9	18.8	16.9	1.8
		2014	44.7	17.6	26.1	21.6	19.3	5.5
	アジア	2000	24.1	12.8	10.8	9.7	9.0	1.8
		2010	33.0	12.9	19.4	17.0	15.3	4.1
		2014	35.9	12.8	22.3	19.6	17.4	4.6
	その他アジア	2000	20.6	11.0	9.5	8.6	8.1	1.8
		2010	27.5	11.0	16.0	13.9	12.7	3.7
		2014	29.2	10.7	17.8	15.4	14.0	3.9
	中国	2000	4.0	2.3	1.6	1.4	1.3	
		2010	10.4	5.1	4.9	3.9	3.5	
		2014	15.5	5.3	6.6	5.3	4.8	

[出所] UNCTAD, *Handbook of Statistics*, 2006-2007, pp.53, 63, 72-103, 2011, pp.60, 72, 82-105, 2015, pp.42, 54, 64-101, より作成。

かつて先進国間貿易は世界貿易の唯一の中心であった。しかし、それは今や中心の1つとなりつつあり、発展途上国間貿易に急速に追い上げられているのが、現状である。こうした発展途上国間貿易の台頭の主要部分が中国を先頭とするアジア発展途上国貿易という構図が浮かび上がってくる。こうした趨勢のなかでの地域主義の繁茂・蔓延というのが、今日の世界経済の無視しがたい側面となっているわけである。

本来、自由貿易協定自体には差別・排除の論理が含まれている。それが、商品貿易のみならずサービス貿易・資本移動にまで拡大されているのが、今日の地域主義の著しい特徴である。ただし、自由貿易体制の枢軸をなしてきたWTOやIMFの枠組みが維持されている点は、1930年代の地域主義と大きく異なっている。また、1930年代のそれが、世界大恐慌後の列強の対立を背景としたものであるのに対して、今日の地域主義は、世界経済における先進国の地位低下、とりわけ先進国間貿易等の地盤沈下と発展途上国のその逆の展開のなかにあるものである。なかでも先進国の地域主義はこうした世界経済の趨勢への政策的対応の1つというように位置づ

けられると考えることができる。

結 語

19世紀の後半の形成⁴⁶⁾以来、世界経済は常に先進国の支配下にあった。そして、自由貿易体制は、特定国の世界的覇権を前提として構築された。他方、1930年代保護主義の国際体制としての地域主義の興隆は、イギリスの覇権の崩壊を前提としたものであった。次いで、第二次世界大戦後の新覇権国アメリカの主導の下で自由貿易体制は再建された。このように、19世紀イギリスから第二次世界大戦後のアメリカへというように覇権国の交代はあった。また、世界経済に強制的に組み込まれた当時は後進国にすぎなかった日本、あるいは植民地だった韓国、南アフリカなどの先進国化も生じた。とはいえ、20世紀末までの世界経済は、先進国のその圧倒的な経済力を背景とした支配下にあった事実には変わりなかった。そうした状況のなかでの19世紀自由貿易体制の形成、1930年代のブロック化の進展、第二次世界大戦後の自由貿易体制の再建と展開だったのである。

ところが、現在進行している世界経済の新傾向は、先進国の地位の全般的後退とアジアを中心とした発展途上国の全般的興隆というこれまでにない事態である。そうしたなか、WTO、IMFの枠組みが維持されたまま、地域主義の隆盛による自由貿易体制の形骸化が進んでいるわけである。

これを一言でいえば、世界経済の新たな趨勢に対するさまざまな勢力によるせめぎ合いとして位置づけることができる⁴⁷⁾。とりわけ、先進国主導による地域主義は、発展途上国の経済的勃興を取り込むために、自らの力で構築した自由貿易体制の原則を踏みにじっていくプロセスであるように思われる。そうであるとすると、現在の自由貿易体制の展望はますますいばらに満ちたものとなるに違いない。

46) 羽仁五郎「東洋における資本主義の形成」『明治維新史研究』岩波文庫、1978年、21-22頁。

47) 2016年1月の一般教書において、B. オバマ (B. Obama) アメリカ大統領はTPPについて次のようにいっている。「TPPでその地域のルールを決めるのは中国ではない、われわれである (“With TPP, China does not set the rules in that region, We do.”)。」と。アメリカ大統領府 (White House) のホームページ。2016年2月21日。